

# ワクチンの職域接種に関連する費用の法人税・所得税の取扱い

Issue 183, July 9, 2021

---

## In brief

新型コロナワクチン(以下、「ワクチン」)の職域接種の取組についての政府の決定(2021年6月1日の内閣官房長官記者会見)を受けて、厚生労働省は職域接種の実施に向けた各自治体の対応を指示する事務連絡(新型コロナワクチンの職域接種の開始について)(注1)を2021年6月1日に発出しました。また、職域接種を行う企業に向けて「職域接種に関するQ&A」(注2)を公表し、接種の対象者や接種費用の負担などについて明らかにしています。

(注1) <https://www.mhlw.go.jp/content/000786973.pdf>

(注2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000796969.pdf>

---

## In detail

職域接種の実施の拡大を受け、ワクチンの職域接種に関連する費用の法人税及び所得税の取扱いが「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」に2021年7月2日に追加されました。

### 1. 法人税の取扱い(問3-2. ワクチンの職域接種に係る会場準備費用の負担を求めない場合の取扱い)

問3-2. では、ワクチンの職域接種を実施する企業(以下、「実施企業」)が、ワクチン接種事業の受託に係る委託料収入を上回る会場準備費用を負担し、職域接種の対象者に取引先の従業員等や近隣住民を含む場合の当該費用の損金性について解説されています。職域接種に係る費用負担、即ち会場準備費用は、実施企業の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、実施企業の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のための、業務遂行に必要な費用の負担であると整理されています。従って、実施企業が関連会社や取引先に負担を求めないとしても、その会場準備費用は法人税法上の寄附金または交際費等には該当しないことが明らかにされています。

また、職域接種の対象に、近隣住民の接種希望者を追加する場合も、この取扱いによることが留意的に示されています。なお、実施企業が接種費用として支給を受けるワクチン接種事業の受託に係る委託料収入は、市町村に対して「ワクチンの接種事業」を行うという役務の提供の対価であり、消費税の課税取引となります。

2. 所得税の取扱い(問 9-6. ワクチンの職域接種により接種を受けた者の所得税の課税関係、問 9-7. ワクチンの職域接種に係る接種会場までの交通費の取扱い、問 9-8. ワクチンの職域接種に係るデジタルワクチン接種証明書の取得費用の取扱い)

ワクチンの職域接種の被接種者について、問 9-6. では給与課税(接種企業の役員または従業員の場合)その他の所得税(被接種者が接種企業の役員または従業員以外の者である場合)の課税対象とはならないことが明らかにされています。職域接種が、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされている接種であることに変わりはなく、市町村単位で行われている接種と同様、被接種者においてワクチン接種に係る税負担が生ずることは無い、という理由によるものです。

問 9-7. において、職域接種に係る接種企業の役員及び従業員の接種会場までの交通費については、職務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等であると整理され、接種会場への交通費として相当な額であれば非課税として差し支えないことが明らかにされています。法人税法上も、経費として損金算入が認められることとなります。

職域接種の実施を外部委託業者に委託し、被接種者の希望により、外部委託業者が有料で、デジタルワクチン接種証明書を交付することとしている場合があります。

問 9-8. では、接種企業の役員及び従業員の海外出張などに際して、接種企業によるデジタルワクチン接種証明書の交付費用の負担については、デジタルワクチン接種証明書を受けることが、業務遂行上必要であると認められる場合には、当該交付費用は役員及び従業員が負担すべき費用には該当せず、給与課税は生じないことが明らかにされています。

なお、ワクチン接種証明書については、個人の接種記録を管理する市区町村において、2021 年 7 月中下旬を目途に書面での交付が可能となるよう準備が進められており、発行に係る事務費は国費で措置する方向で調整しており、当面の間、申請者へは手数料を求めないことが想定されています(<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000797973.pdf>)。

【参考情報】

国税庁ウェブサイト:

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

浅川 和仁

ディレクター

小原一博

ディレクター

荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.